

京都市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例（令和5年3月30日京都市条例第54号）（行財政局管財契約部契約課）

地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき締結することができる契約として、新たに翌年度以降にわたり役務の提供を受ける契約でソフトウェアの使用に係るものを定める必要があるため、京都市長期継続契約に関する条例の一部を改正することとしました。

この改正は、公布の日から施行することとしました。

京都市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第54号

京都市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例

京都市長期継続契約に関する条例の一部を次のように改正する。

本則第2号中「もの」の右に「又はソフトウェアの使用に係るもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局管財契約部契約課)